

大崎地域広域行政事務組合公式ウェブサイト広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大崎地域広域行政事務組合公式ウェブサイト広告掲載取扱要綱第16条の規定に基づき、大崎地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）が管理するウェブサイト（以下「組合ウェブサイト」という。）の広告の掲載基準に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 組合ウェブサイトに掲載する広告は、組合の品位を汚すことがなく、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、当該広告の表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(規制業種又は業者)

第3条 次に掲げる業種又は業者の広告は組合ウェブサイトに掲載しない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される業種その他これに類するもの
- (3) 武器等の製造及び販売に係るもの
- (4) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (5) 貸金業、投資業又は商品先物取引業に係るもの
- (6) 法律の定めがない医療類似行為を行う者
- (7) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種又は業者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者
- (10) 市町村税の滞納がある者

2 前項の規定にかかわらず、広告を掲載しようとする業者及びその使用人等が、贈賄及び業務上の過失等による容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、管理者は12月以内の期間において、その広告を掲載しないことができる。

3 第1項に規定する規制の対象となった業者による同項の業種以外の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることがある。

(掲載基準)

第4条 組合ウェブサイトに掲載することができない広告の内容及び表現は次のとおりとする。

- (1) 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
- (4) 氏名、写真、談話、商標又は著作権物を無断で使用したもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、迷わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- (6) 誇大な表現をしているもの
- (7) 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
- (8) 広告の目的や内容が不明確なもの
- (9) 根拠のない表示、実績又は誤認を招くような表現をしているもの
- (10) 商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている疑いのあるもの
- (11) 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの
- (12) 社会的に不適切なもの
- (13) 売春等の勧誘又は斡旋の疑いのあるもの
- (14) 債権の取立て、示談の引受け等を表現したもの
- (15) 裸体の写真及びイラストなど性に関する表現をしているもの
- (16) 残酷な描写等、暴力又は犯罪を肯定し又は助長するような表現をしているもの
- (17) 未成年の喫煙、飲酒等を誘発し又は助長するような表現をしているもの
- (18) 組合が商品、企業等を推奨していると明らかに誤認させるもの
- (19) 組合の業務に不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (20) その他管理者が不適切であると認めたもの

2 医療法（昭和23年法律第205号）、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）、柔道整復師（昭和45年法律第19号）、医師法（昭和23年法律第201号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬事法施行令（昭和36年政令第11号）及び医薬品等適正広告基準（昭和55年10月9日薬発第1339号厚生省薬務局長通知）に違反するものは掲載しない。

3 組合その他公共機関等の許認可が必要な業種等には、免許番号等を表示させるものとする。

4 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）には、各種法令等を遵守させるほか、公正競争規約及び広告に関する事業者団体等の自主規制についても遵守させるものとする。

5 法令等の遵守について疑義がある場合は、広告主に対して主務官庁等に確認させるものとする。

（表示基準）

第5条 責任の所在を明らかにするために、広告主の氏名又は法人名を明示するものとする。

2 広告は、文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮するほか、組合ウェブサイト全体の調和を損なわない色調とするものとする。

3 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにするものとする。

（リンク先のウェブサイトに関する基準）

第6条 この基準は掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブサイトの内容についても適用する。

附 則

この基準は、令和7年11月25日から施行する。